

別添1

「おおいた動物愛護センター動物飼養管理等業務委託」仕様書（提案競技実施用）

第1 名称等

1 名称

おおいた動物愛護センター動物飼養管理等業務委託

2 概要

本仕様書は、おおいた動物愛護センターにおいて、効率的・効果的でより適切な飼養管理及び、より譲渡を推進するための犬のしつけ、情報発信事業等の実施にかかる業務の実施に必要な事項について定めるものである。

3 履行期間

令和7年10月1日から令和10年9月30日までとする。（3年契約）

第2 委託業務内容

1 動物飼養管理業務（最大収容頭数約150頭）

- (1) 給餌・給水、動物ごとの飼養管理、清掃・洗浄・消毒・汚物処理（365日・1日7時間45分、5名（動物の取扱いに習熟した者）以上）の実施
- (2) 健康観察（365日・1日7時間45分、1名（動物看護師等）以上）の実施

2 動物愛護啓発業務

- (1) 犬の性格判断及び譲渡対象犬トレーニング（週1回、1回2時間、1名（ドッグトレーナー等）以上）の実施
- (2) 県民向け犬のしつけ教室（土日祝日のうち月2回・1回2時間、1名（ドッグトレーナー等）以上）の実施
- (3) 来館者への情報発信及び啓発（土日祝日・1日4時間、1名以上）の実施
- (4) 譲渡会開催時の譲渡対象犬猫の情報発信等サポート（2名以上）
- (5) 県民全般への動物愛護啓発（Instagramやtiktokは使用すること）

3 ホームページ等保守管理業務

- (1) 施設の概要、各種事業の紹介、イベント等の情報発信の実施
- (2) 収容動物の情報発信（保護犬の収容時写真・情報、譲渡犬猫情報を随時ホームページ等に掲載）の実施
- (3) ドックランシステムの保守

第3 費用負担の例示

1 委託者（動物愛護センター）の負担

動物飼養管理業務に使用するケージ及びキャリー等の備品、並びに清掃用具、給餌飼料及びペットシート等の消耗品は委託者の負担とする。

2 受託者の負担

業務作業員に係る作業服、手袋（ゴム手袋、皮手袋、軍手等）、帽子、防汚眼

鏡、マスク等は受託者の負担とする。また、ホームページデータを保管するために外部（他者）のサーバーを利用する場合のレンタル料は受託者の負担とする。

第4 著作物の使用

受託者が制作したデザインデータ等は、委託者の実施する啓発活動等（ホームページ等への掲載、委託者が実施する各種講話やイベント等での使用、テレビほかの広報媒体での放映、市町村や企業等への貸出し）で使用できることとする。また、その利用回数及び期間について制限を設けないこととする。

第5 その他

- 1 企画提案等の内容については、委託者と受託候補者との協議により、調整を行った後、契約仕様書に盛り込んだ上で契約を締結する。
- 2 受託候補者は、契約締結後速やかに責任者を選任し、また、本業務の実施に当たり、協力して業務を行う者がある場合は、委託者にその旨を届け出るものとする。なお、責任者には、委託業務を実施するために必要な能力及び経験を有する自社の者を選任すること。
- 3 受託候補者は、契約締結後は本業務の過程において委託者から指示された事項について、迅速かつ的確に実施すること。
- 4 受託候補者は、契約締結後は本業務を遂行するに当たり、機密情報及び個人情報の保護に十分に注意すること。また、本業務の遂行中に第三者に与えた損害等については、委託者の責めに帰すべき事由による場合を除き、受託候補者が責任を負う。
- 5 本件契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定による長期継続契約であるため、次年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削減があった場合は契約を解除する。